

やすらぎの里しもつまレストラン又は物販施設出店事業者募集要項

1. 募集内容

やすらぎの里しもつま整備事業は、蚕飼地区の地域活性化における交流の拠点として、花の公園及びふるさと交流館、農産物直売所・加工施設などの施設を建設するものです。

やすらぎの里しもつま整備事業の推進にあたり、民間活力による事業の誘致を目的とし、施設内にレストラン又は物販施設を自ら建設して運営が可能な事業者の募集を行います。

つきましては、レストラン又は物販施設の出店を希望される方は、下記の募集内容等をご確認のうえ、期限までに関係書類を提出してください。

- | | |
|----------|---|
| (1) 事業地 | やすらぎの里しもつま(下妻市大園木地内) |
| (2) 営業種目 | レストラン又は物販施設 |
| (3) 敷地面積 | B区画 976.19 m ² (大園木 2769番地~2713番地)
A区画にはすでにレストランが出店しています。 |

2. やすらぎの里しもつまの事業概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 所在地 | 茨城県下妻市大園木 2 5 1 番地 1 他 |
| (2) 規模 | 全体の敷地面積 29,000 m ² |
| (3) 施設内容 | やすらぎの里しもつま
農産物直売所及び加工施設(平成 19 年 3 月完成)、ふるさと交流館(平成 20 年 3 月完成)、花の公園(平成 21 年 3 月完成) |
| (4) 設置者 | 下妻市 |
| (5) 管理体制 | 管理: 下妻市経済建設部都市整備課 |
| (6) 駐車場 | 駐車台数: 大型車 6 台、乗用車 1 1 6 台 |

3. 申込み要件

次の要件に該当する法人又は個人事業者

- (1) 事業地内に自ら建物を建設し、経営を行える事業者であること。
- (2) レストラン又は物販施設の経営に実績がある法人又は個人事業者であること。
- (3) 都市公園の施設内に設置するため、周囲の状況に十分配慮した施設であること。

4. 出店の基本条件

やすらぎの里しもつまの利用者の利便性を図るため、当施設にふさわしいレストラン又は物販施設の運営を貴社のノウハウを活かして事業を展開していただきます。

また、出店にあたり、賃借料(地代)並びに使用料の納付が必要となりますので、企画書において事業内容等とともに提案してください。

なお、事業地については、市が地元地権者から平成 36 年 3 月 31 日までの契約期間として借地しています。

5. その他

- (1) 施設において開催される行事等には積極的に協力すること。
- (2) 施設の実施する設備関係の保守等には積極的に協力すること。
- (3) 防火及び防犯の管理については、特に注意すること。
- (4) ごみ等の処理及び清掃については、責任を持つこと。
- (5) 利用者用駐車場は共有部分となり、その管理等においては積極的に協力すること。
また、従業員駐車場については、別途指定となります。

6. 申込み方法

- (1) 出店申込み

出店を希望する事業者は、次の書類を市長公室政策企画係まで提出してください。
なお、書類に不備があった場合には、受付できませんのでご了承ください。

出店申込書（様式第1号） 1部

定款（法人のみ） 1部

会社案内又は事業概要書 1部

企画書の提出 提出された書類は返却いたしませんのでご了承ください。

・企画書表紙（様式第3号） 1部

・企画書（様式第4号） 1部

・会社登記簿謄本（法人のみ） 1部

・住民票（個人事業者のみ） 1部

・前期の決算報告書 1部

・賃借料（地代）及び使用料の計画書 1部

・資金計画書 1部

なお、企画書等の作成にあたり、市から事業地の概要及び平面図を提供いたします。

（3）提出方法

内容等を確認することがありますので、原則として対応できる担当者が持参してください。

なお、受付時間は申込受付期間内の平日午前9時より午後5時までの間といたします。
郵送による提出も可としますが、書類に不備があった場合には、受付できませんのでご了承ください。

（4）質問事項

質問がある場合は、別紙質問票（様式第2）に記入し、FAXにてお送りください。
質問に対する回答は、受付後に申込者すべてに行います。

（5）申込み及び問い合わせ先

〒304-8501 茨城県下妻市本城町2丁目22番地

下妻市総務部市長公室 政策企画係

0296-43-2111（内線1214・1215・1216） Fax 0296-43-1960

E-mail kikaku@city.shimotsuma.lg.jp

7．出店者の選考方法

（1）提出された企画書の提案内容、経営状況及び営業実績等を審査のうえ決定します。

（2）選考にあたっては、申込者からヒアリング及び審査に必要な資料の追加提出を求める場合がありますのでご了承ください。

8．出店可否の通知

（1）お申込みから2か月以内に文書にて通知いたします。

（2）選考結果の審査等に関する問い合わせについては、一切応じられませんのでご了承ください。